

平成 23 年第 1 回臨時会

富良野市議会会議録（第 1 号）

平成 23 年 1 月 24 日（月曜日）

平成 23 年第 1 回臨時会

富 良 野 市 議 会 会 議 録

平成 23 年 1 月 24 日（月曜日）午後 1 時 59 分開会

◎議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案第 1 号 平成 22 年度富良野市一般会計補正予算（第 11 号）
日程第 4 議案第 2 号 株式会社富良野振興公社の株主総会における議決権の行使について
日程第 5 報告第 1 号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償）
日程第 6 報告第 2 号 専決処分報告（市道における物損事故の損害賠償）

◎出席議員（17 名）

- | | | | | | |
|-----|------|-------------|-----|------|-----------|
| 議 長 | 18 番 | 北 猛 俊 君 | 副議長 | 17 番 | 日 里 雅 至 君 |
| | 1 番 | 佐 々 木 優 君 | | 2 番 | 宮 田 均 君 |
| | 3 番 | 広 瀬 寛 人 君 | | 4 番 | 大 栗 民 江 君 |
| | 5 番 | 千 葉 健 一 君 | | 6 番 | 今 利 一 君 |
| | 7 番 | 横 山 久 仁 雄 君 | | 8 番 | 岡 本 俊 君 |
| | 9 番 | 宍 戸 義 美 君 | | | |
| | 11 番 | 覚 幸 伸 夫 君 | | 12 番 | 天 日 公 子 君 |
| | 13 番 | 東 海 林 孝 司 君 | | 14 番 | 岡 野 孝 則 君 |
| | 15 番 | 菊 地 敏 紀 君 | | 16 番 | 東 海 林 剛 君 |

◎ 欠席議員（1 名）

- 10 番 大 橋 秀 行 君

◎説 明 員

- | | | | |
|-----------------|-----------|-----------------|-------------|
| 市 長 | 能 登 芳 昭 君 | 副 市 長 | 石 井 隆 君 |
| 総 務 部 長 | 古 東 英 彦 君 | 保 健 福 祉 部 長 | 中 田 芳 治 君 |
| 経 済 部 長 | 外 崎 番 三 君 | 建 設 水 道 部 長 | 岩 鼻 勉 君 |
| 看 護 専 門 学 校 長 | 丸 昇 君 | 総 務 課 長 | 若 杉 勝 博 君 |
| 財 政 課 長 | 清 水 康 博 君 | 企 画 振 興 課 長 | 鎌 田 忠 男 君 |
| 教 育 委 員 会 委 員 長 | 児 島 応 龍 君 | 教 育 委 員 会 教 育 長 | 宇 佐 見 正 光 君 |

教育委員会教育部長 遠藤和章君
農業委員会事務局長 山内孝夫君
監査委員事務局長 鈴木茂喜君
公平委員会事務局長 鈴木茂喜君
選挙管理委員会事務局長 高橋慎一郎君

農業委員会会長 東谷正君
監査委員 松浦惺君
公平委員会委員長 島強君
選挙管理委員会委員長 藤田稔君

◎事務局出席職員

事務局 長 藤原良一君
書 記 大津諭君
書 記 澤田圭一君

書 記 日向稔君
書 記 渡辺希美君

午後1時59分 開会
(出席議員数17名)

開 会 宣 告

○議長(北猛俊君) これより、本日をもって招集されました平成23年第1回富良野市議会臨時会を開会いたします。

開 議 宣 告

○議長(北猛俊君) 直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(北猛俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員には、会議規則第119条の規定により、

広瀬寛人君
岡野孝則君

を御指名申し上げます。

諸 般 の 報 告

○議長(北猛俊君) 事務局長をして諸般の報告をいたさせます。

事務局長藤原良一君。

○事務局長(藤原良一君) -登壇-

議長の諸般の報告を朗読いたします。

本臨時会に市長より提出のありました議案第1号及び議案第2号並びに報告第1号及び報告第2号につきましては、あらかじめ御配付のとおりでございます。

次に市長より行政報告の申し出があり、その概要につきましては、本日御配付のとおりでございます。

次に、本臨時会に出席を求めた説明員及び通知のあった説明員等につきましては、別紙名簿として御配付のとおりでございます。

本日の議事日程につきましても御手元に御配付のとおりでございます。

以上でございます。

日程第2 会期の決定

○議長(北猛俊君) 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の運営に関し、議会運営委員会より報告を願います。

議会運営委員長菊地敏紀君。

○議会運営委員長(菊地敏紀君) -登壇-

議会運営委員会より、本日をもって招集されました平成23年第1回臨時会が開催されるにあたりまして、本日委員会を開き、運営について審議しました結果について報告いたします。

本臨時会に提出されました事件は、市長からの提出案件4件で、内容は予算1件、その他1件、専決処分報告2件でございます。

このほか事件外といたしまして、市長行政報告がございます。

委員会では、会期を本日1日間とし、案件の審議を願うことで意見の一致を見ております。

よろしく御協力を賜りますようお願い申し上げます、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長(北猛俊君) お諮りいたします。

ただいま委員長より報告のとおり、本臨時会を運営し、会期は本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北猛俊君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまお諮りのとおり決しました。

行 政 報 告

○議長(北猛俊君) この際、あらかじめ申し出のありました市長の行政報告に関する発言を許可いたします。

市長能登芳昭君。

○市長(能登芳昭君) -登壇-

議長のお許しをいただきましたので、行政報告いたします。

一つは、根室本線の運行体系改善に関する要請についてであります。

滝川市、赤平市、芦別市、富良野市、南富良野町で構成する根室本線対策協議会会長として、12月24日に北海道旅客鉄道株式会社に対し、根室本線の運行体系の確保、臨時列車の継続・充実、地域観光資源の一層の活用、駅舎の整備について要請してまいりました。

以上です。

○議長(北猛俊君) 以上で市長の行政報告を終わります。

日程第3

議案第1号 平成22年度富良野市一般会計補正予算(第11号)

○議長(北猛俊君) 日程第3、議案第1号、平成22年度富良野市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） 〔登壇〕

議案第1号、平成22年度富良野市一般会計補正予算について御説明を申し上げます。

このたび提案いたしました富良野市一般会計補正予算第11号は、歳入歳出それぞれ1億1,987万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を118億4,731万8,000円にしようとするものと、繰越明許費の補正で追加が10件、地方債の補正で廃止1件でございます。

以下その概要について、歳出から御説明を申し上げます。

12、13ページでございます。

2款総務費は、1項総務管理費で、国の補正予算で措置されたきめ細かな交付金を充当して実施する、きめ細かな事業費の防犯灯設置費補助金、栄町コミュニティセンター改修工事費、瑞穂コミュニティセンター改修工事費、老節布会館改修工事費及び山部南陽地区コミュニティセンター舗装工事費で1,569万5,000円の追加でございます。

3款衛生費は、1項社会福祉費で、国の補正予算で措置された住民生活に光をそそぐ交付金を充当して実施するDV対策に係る、住民生活に光をそそぐ事業費の講師謝礼金など、きめ細かな事業費の山部福祉センター改修工事費、2項児童福祉費は、児童福祉施設整備に係る、住民生活に光をそそぐ事業費の器具購入費で1,412万7,000円の追加でございます。

14、15ページでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費で、きめ細かな事業費の火葬場改修工事費、及び看護専門学校学生寮改修工事費で5,725万3,000円の追加でございます。

6款農林業費は、1項農業費で、農業体験者滞在施設の施設修繕料、50万円の追加でございます。

7款商工費は、1項商工費で、きめ細かな事業費の太陽の里パークゴルフ場給水施設整備工事費、消費者対策に係る、住民生活に光をそそぐ事業費の消費者相談員人材育成交付金などの追加から、市街地再開発事業補助金の減額分を差し引きいたしまして、3,461万8,000円の減額でございます。

16、17ページでございます。

8款土木費は、5項住宅費で、公営住宅解体工事費290万円の追加でございます。

9款教育費は、2項小学校費で、学校図書整備に係る、住民生活に光をそそぐ事業費の図書購入費、富良野小学校屋内運動場改築事業費の設計委託料、3項中学校費は、学校図書整備に係る住民生活に光をそそぐ事業費の図書購入費、5項社会教育費は、きめ細かな事業費の文化会館大ホール舞台吊物設備改修工事費、演劇工場音響設備

改修工事費及び生涯学習センターアリーナ屋根改修工事費、図書館運営整備に係る住民生活に光をそそぐ事業費の臨時事務員賃金など、生涯学習センター運営整備に係る住民生活に光をそそぐ事業費の臨時事務員賃金、図書購入費など、6項保健体育費は、2月26日より東京都で開催される全国小学生タグラグビー選手権大会派遣費補助金、きめ細かな事業費の市民野球場グラウンド散水設備改修工事費及び富良野陸上競技場改修工事費で、6,402万1,000円の追加でございます。

次に、歳入について御説明を申し上げます。

戻りまして8、9ページでございます。

11款地方交付税は普通交付税で、8,180万8,000円の追加でございます。

15款国庫支出金は、2項国庫補助金で、地域住宅交付金、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金の追加から、市街地再開発事業補助金の減額分を差し引きいたしまして、6,007万円の追加でございます。

19款繰入金は、1項基金繰入金で、スポーツ振興基金繰入金20万円の追加でございます。

22款市債は、市街地再開発事業債の廃止に伴い、2,220万円の減額でございます。

戻りまして4ページでございます。

第2条繰越明許費の補正につきましては、第2表繰越明許費補正のとおり、きめ細かな事業6件、住民生活に光をそそぐ事業3件及び富良野小学校屋内運動場改築事業で、事業の年度内での完了が困難なことから、起債の金額を限度として翌年度に繰越すものでございます。

第3条地方債の補正につきましては、第3表地方債補正のとおり、事業の延期に伴い、市街地再開発事業費を廃止しようとするものでございます。

以上、平成22年度富良野市一般会計補正予算について御説明申し上げましたが、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

失礼いたしました。

御訂正をお願いいたします。

3款、歳出の3款民生費、1項社会福祉費、国の補正予算で措置されたたれたところを、3款衛生費というふうに説明を申し上げました。

正しくは、3款民生費ということで御訂正をお願いいたします。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑は、予算第1条の歳出より行います。

事項別明細書12ページ、13ページをお開きください。

2款総務費、3款民生費、4款衛生費、6款農林業費、7款商工費、12ページ、13ページより14ページ、15ページまでを行います。

質疑ございませんか。

3番広瀬寛人君。

○3 番 (広瀬寛人君) 6 款ですね、農林業費のこちらの施設修繕料、50 万という数字ですが、火災によるということなんですが、この建物の火災保険の火災保険金支払いと、この修繕費の関係について御説明をいただきたいと思います。

○議長 (北猛俊君) 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長 (外崎番三君) 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

施設修繕料 50 万円でございますが、平成 22 年 10 月 27 日の火災により被災した 62 号室の内部施設の修繕を行うものでありまして、全額保険対象となっております。

以上でございます。

○議長 (北猛俊君) よろしいですか。

3 番広瀬寛人君。

○3 番 (広瀬寛人君) はい、確認なんですけど、保険の対象ということで保険金の支払いの受けについては別項目でということで、これは単純に、その保険金受取額とは一致をせず、その修繕料という 50 万、というとらえ方でよろしいんでしょうか。

○議長 (北猛俊君) 御答弁願います。

財政課長清水康博君。

○財政課長 (清水康博君) 広瀬議員の御質問にお答えいたします。

保険金につきましては、社団法人全国市有物件共済会からの保険金の支払いになりますけれども、工事の修繕が完了した後に、同額を諸収入のほうで受けるような形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 (北猛俊君) よろしいですか。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長 (北猛俊君) そのほかございませんか。

9 番宍戸義美君。

○9 番 (宍戸義美君) 15 ページ、7 款、123 番、太陽の里の関係で 2,300 万ほど計上されてございますけれども、予定をいたしておる工事項目うちゅうか、工事内容についてお尋ねをいたします。

○議長 (北猛俊君) 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長 (外崎番三君) 123 番きめ細かな事業費、太陽の里パークゴルフ場給水施設整備工事の内容でございますが、水の確保におけるものでありまして、この内容につきましては、給水施設としては集水柵 1 基、それから貯水槽 1 基、電気設備 1 式、給水配管 1 式を計画しているところであります。

以上でございます。

○議長 (北猛俊君) よろしいですか。

9 番宍戸義美君。

○9 番 (宍戸義美君) 水源の関係は、いま答弁されま

したか。

水源の関係と、それから、これはボーリング等を指しているのかお尋ねします。

○議長 (北猛俊君) 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長 (外崎番三君) 説明が足りなくて申し訳ありません。

太陽の里パークゴルフ場の給水の関係でございますが、平成 22 年 9 月にオープンいたしました新ゴルフ場につきましては、旧花卉園を造成して新設したものであります。地形は扇状地となっております。南側に勇振川が流れておりますが、富良野市として水利を利用する権利はありません。有力な水源がなく、水の確保に苦慮している状況でございます。

このため、扇状地北側に湧水する水を集水し貯水して水の確保を図り、安定した維持管理を行おうとするものでございます。

以上でございます。

○議長 (北猛俊君) よろしいですか。

9 番宍戸義美君。

○9 番 (宍戸義美君) わかりました。

確認をいたしますけれども、ボーリングでなくて貯水して圧力をかけて、ゴルフ場等に散水すると。

ゴルフ場の中に休憩場みたいのがあって、あそこに飲み水があるんですけども、あれもこの中に入るんでしょうか。

○議長 (北猛俊君) 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長 (外崎番三君) このたびの水の確保につきましては芝の散水用ということで、先ほど言いましたように、北側の山裾に湧水している水を集水して、水源としようとするものでございまして、雑用水というふうな形で考えておりまして、飲料には、雑用水ということになりますので、飲料には使用ができないということになっております。

○議長 (北猛俊君) そのほか質疑ございませんか。

13 番東海林孝司君。

○13 番 (東海林孝司君) 同じく 15 ページ、商工費の 7 目、中心街活性化事業費の中の 120 番の事業費、減額になっております。

その減額となった経緯含めて、その理由をお聞かせ願いたいのと、減額ということは事業もとまったというふうに捉えますが、その後の、今後の動きなり展開をお知らせ願います。

○議長 (北猛俊君) 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長 (外崎番三君) 120 番市街地再開発事業費、市街地再開発事業補助金 5,920 万円の減額についてで

ございますが、市街地再開発事業補助金5,920万円の減額につきましては、東4条街区準備会が行う地盤調査、建築実施設計及び権利変換策定業務に対し、国が3分の1、市が3分の1の補助金を交付することにより、事業の円滑な事業推進を目的に、9月議会にて予算化したものがありますが、平成22年12月22日をもって東4条街区再開発準備会から、関係権利者との調整協議に時間を要し、年度内に予定の事業実施を急いでも、残された期間内での業務の完了は困難と判断されることから、平成22年度実施予定事業の補助金辞退の申し出を受けたところでありまして、これを受け、国費分の補助金は繰越ができないことから、国費及び市費あわせて減額補正をするものであります。

本年度の今後の事業の見通しでございますが、東4条街区再開発準備会として、地盤調査、実施設計業務などの本年度の執行は見送っておりますが、その後も関係権利者との協議は精力的に続けておりまして、地区内自動車整備関係法人においては、企業合併による経営継続により、従業員の離職を回避できる方向がまとまりつつあることから、2月末の100%同意を目指しまして、引き続き関係権利者の同意を取りまとめ作業を行い、平成22年度予定していた業務につきましては平成23年度に引き継ぎ、平成23年秋には建物補償物件の除去、移転を先行し、計画どおり、平成25年度事業完了に向け誠意努力をしていきたいと、説明を受けているところであります。以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

13番東海林孝司君。

○13番（東海林孝司君） 経緯含めて御説明がございましたが、その中でやはり、年度内って言うか、やっぱり事業としてやり遂げなきゃいけないと言うか、そういう準備含めて、しなきゃいけない部分があると思います。

その中で行政としての役割、事業が円滑に進むように御指導なり、そういったことはどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長（外崎番三君） 行政としての指導についてでございますが、利便性と機能性を兼ね備えた、まちなか居住による市街地再開発の推進は、民間との協働により中心市街地を活性化させる大きな要素と考えておりまして、東4条街区再開発準備会との情報共有、連携を強化いたしまして、今後も関係権利者との協議を進めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

15番菊地敏紀君。

○15番（菊地敏紀君） いま、東海林孝司君の質問に関連するんですけども、2回目の答弁でございますね、民間と連携して、そして何とかやるように努力をするということでございますけども、少し話がとんで申し訳ございませんけど、いま、パブリックコメントに出そうとしてます第5次総合計画の中にもですね、中心街の活性化のためには、いまの東4条街区そしてさらにはサンライズ構想という、そのものをひっくくめて富良野市が中心市街地の活性化に向かおうとしているときですね、いまここで9月に補正を組んで、そしてやって、3ヶ月か4ヶ月足らずでできませんからこれをお返ししますという、それは民間ですからいいんですけども、だからそれをきちっと受けてですね、やはり行政として、事業の主体は民間ということは、これはもう我々も理解するところでございますけども、やはり総合計画中にこのようにきちっと組まれているものをですね、連携でなくて、やはりこのような問題ができたときにはですね、行政がいかにか、指導力というか、ものを発揮するというのも大事でないかなという感じがするわけでございますけども。

ただ、出したけども、民間から言われてお金は出したけども、でもまた引っ込めてきたから、これでまた新たにきたら出すという、そのようなことで本当に民間と連携を取るとい話をしますけども、本当にこれでいいのかなという疑問がございます。

そこら辺をもう一度、経済部長からのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長（外崎番三君） 9月提案をいたしまして、1月明け、年明けには補正減額といったところでございますが、ここに至った理由につきましては、交渉協議中に関係権利者の方の体調が不良になったことや関係権利者に御不幸が生じるなど、不測の事態が重なったこと、法人においては将来の経営を熟慮しながら会社経営の存続を模索し、調整に時間を要したことなど、協議には予想を上回る時間を要したものでありまして、法人にあつては協議調整を進める中、会社経営の可能性ができる方向がまとまりつつあるということで、2月同意に向けて現在事業を推進しているところでございます。

市といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、準備会と今後も情報の共有、連携を深め、事業が計画どおり進みますように推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

15番菊地敏紀君。

○15番（菊地敏紀君） いまの部長の答弁の中ですね、いろいろこう、1つの企業やなんかの話も出ておりますけども、このことについては、いまの答弁が適当かどうか

かは別といたしまして、少しこう、ちょっといかがなのかなって個人的なものの考えもございませぬ。これ決して行政が交渉してるわけでもございませぬよ。

ただ、そういう経過ですよということ、本当にいま、それをここで話することが正しいのかなということ、少し、私も考えなきゃならないなという気がします。

ただ、いまも言いますけど、やはり先ほども言いましたけども、やはりいまの東4条街区の開発はですね、やはり中心市街地活性化事業においては必ず、必ずと言うか本当に大きなものでございまして、それを何とか連携してという話でございませぬ。

ただ、例えば、いま、また新年度で予算立てますよね。

それがまた、立てたけども、またお返ししますよなんていう話になるようでは、これは、1回は許されるかしらん、2回も3回も許されることじゃないんでないかなという感じがします。

そこら辺は、行政としてどのように扱うのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長（外崎番三君） 準備会といたしましては、現在も関係者との協議を誠意、進めているところでありまして、22年度事業予定しておりました業務につきましては、23年度に引き続き実施をしていきたいという報告を受けているところでありまして、市といたしましても連携を強化し、事業推進に当たっていきたくと考えている次第でございませぬ。

○議長（北猛俊君） 補足答弁願います。

市長能登芳昭君。

○市長（能登芳昭君） 菊地議員の御質問に、少し補足答弁をさせていただきます。

この事業に当たりましては、当然、市が基本計画を作って承認した事業でございませぬから、その中で行政といたしましても、市街地活性化における担当課を設置して、現在2名体制でやってるわけですね。

ですから、ただいまの御質問の中で部長も説明しておりましたとおり、交渉を要するものについては、行政もアドバイスをしながら指導できる範囲の中で、連携をしてやっているとというのが現在の状況であります。

もう1つは、これ予算をつけて予算を削るという、同年度の短い期間であるというのは、この補助金というのは繰越ができないんです。

そこが大きな課題の取り組みですから、先ほど御質問を受けたとおり、見通しの中で予算を上げるという状況にしなければならぬわけでもございませぬけども、相手のあることですから、先ほど申し上げました不幸が重なったとか、交渉ができない時点がある中には発生すると、こういう状況ですから、今後において23年以降について

はそれぞれ十分精査をして、十分連携をし、十分協議を重ねた上での○市長（能登芳昭君）予算の計上を考えていくと、このように当たってまいりたいと考えているところでございませぬ。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませぬか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） いまの関連でよろしいですか。

いまの関連でですね、計画のこの、いま、順次交渉してるというのが、計画どおり、要するに平成23年度の秋口には着工するという、これ、着工するんだということで、これはもう決まっているんだということで納得してよろしいですか、どうですかということ、もう1つは、この中で着工してですね、25年度の事業完了に向けてですね、非常に大切になってくる温浴施設、商業ビル、介護施設、高齢化マンション、銀行、クリニックなどですね、こういう計画もそれに伴ってですね、計画の変更は、スケジュールと計画の変更はないのかというようなことを確認させていただきます。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

経済部長外崎番三君。

○経済部長（外崎番三君） 宮田議員の質問にお答えいたします。

事業計画の変更の関係でございませぬが、平成23年の秋口には建物補償物件の除去、移転を先行いたしまして、計画どおり平成25年度の事業完了に向け、誠意努力を行っていきたく説明を受けているところでありまして、事業期間の変更は考えていないところでございませぬ。

以上でございませぬ。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませぬか。

5番千葉健一君。

○5番（千葉健一君） 12、13ページ、総務費の222番の防犯灯の補助金の関係ですけれども、昨年マイマイガの大発生で1回、たぶん追加で補正をしたと思うんですが、今回のこの防犯灯の補助金なんですが、それらも含めた考えがあるのかどうなのか。

これでどの程度の部分がクリアーできるのか、もしわかればお願いしたいというふうに思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長古東英彦君。

○総務部長（古東英彦君） 千葉議員の質問にお答えをいたします。

222番、きめ細かな事業の防犯灯設置費補助金の内容でございませぬけれども、昨年7月、8月にですね、町内会に対しまして、いま御質問のございました蛾の対策も含めてですね、防犯灯の新設改修という件につきまして、要望調査をさせていただきました。

その結果を受けまして、町内会等から要望のありました、合計、ナトリウム灯それからLED等々含めまして約280基の設置要望がございましたので、今般、これらの交付金を活用いたしまして、今回、予算の提案をさしていただいた内容でございます。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

（「了解」と呼ぶ者あり）

そのほか質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、次に移ります。

8款土木費、9款教育費、16ページ、17ページより18ページ、19ページまでを行います。

質疑ございませんか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） 教育費、社会教育費の8目文化振興費、101番きめ細かな事業費、演劇工場の音響設備の改修工事費について伺います。

実際ですね、この音響、専門的な分野はわかりませんが、なんせ金額が1,100万ですか、ということで出ておりますが、鷹栖のメロディーホールもこの時期と同じぐらいの感じで音響卓、パッチ盤などを改修してるわけなんですけども、向こうの予算聞きますと、500人収容のところでおおよそ200万程度。

使い勝手その他、多目的なのかどうかというのを含めてですね、こちら辺の見積もり内容のですね、メーカーさんそれから後のメンテナンス、調整もですね、大変だとは思いますが、そこら辺ですね、わかるように説明していただきたい。

それともう1つは、古いものが、古いと言うか、いま使っているものが全く使えないのかどうか、その後は、設置した後はどうするのかも含めてお聞きします。あ、もう1つ、ごめんなさい、いいですか。

次の113のきめ細かな事業費、生涯学習センターアリーナ屋根改修工事費なんですけども、先ほどの同じページなんですけども、要するにこれはですね、耐震検査をやって、そのあと改修が必要だと言われてる、耐震検査をやる1つの施設として、生涯学習センターのアリーナもこの中に入ってるわけですね。

福祉センター、スポーツセンター、あるいは文化会館と、これからの計画の耐震の中に入ってるにもかかわらずですね、屋根だけを直すのかというようなことは、どういうふうな順序で、耐震が、何て言うんですか、ない小学校、それはもちろん必要だと思いますけども、そこら辺どのように整合とってですね、屋根を直したり、屋根だけを直すのか、あるいは全体的に考えているのか、というあたりをどのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育部長遠藤和章君。

○教育委員会教育部長（遠藤和章君） 宮田議員の御質問にお答えいたします。

まず19ページの101番、きめ細かな事業費の演劇工場音響設備改修工事費でございますけども、内容的には音響卓、音響調整卓の設置、それから入力パッチの更新ということでございまして、この設備を設置するにあたりまして、工事費が別途かかってございます。で、この金額ということになってございます。

演劇工場につきましては、平成12年に設置されておりますけども、そのとき以来ずっとですね、この音響調整卓を使用しながら来ておりますけども、演劇工場につきましては、普通の音楽ホール等とは違っていて、場面転換がですね、いろいろ素早く切りかわってしまう。

それに耐えうるだけの音響調整卓が必要ということで、当初からもですね、それに耐えうるものを購入はしておりますけども、現在、いろいろ雑音あるいは一部音声上ですね、接触不良等が出ておりまして、改修に至るということになってございます。

それから次に、現在使用している設備ですけども、これにつきましては現在も使用しているわけでございますので、市といたしましてはですね、何らかの形で、もし売却が可能であれば売却をしていきたいというふうを考えているところでございます。

それから次に、113番のきめ細かな事業費の生涯学習センターアリーナ屋根改修工事費でございますけども、これにつきましては、耐震改修の部分でございますけども、アリーナにつきましては昭和43年建設ということで、現在もですね、塗装の剥離ですとかさびの侵食によりまして、雨漏りが発生をしている現状でございます。

それに加えまして屋根のゆるみがですね、トタンにゆるみがございまして、強風時には、すごい強風がきますとトタンがはがれる恐れもあるということで、緊急をもって屋根をふき替えをするという工事でございます。

今後、耐震化につきましては当然、いま市の耐震化計画の中で行ってまいりますけども、その前のですね、緊急を要するというで屋根のふき替えを先行させてやらせていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） まず演劇工場のほうなんですけど、これは特殊な音響装置なんで、やはり催すものによってかなりのですね、設備も、あるいは使い勝手も違ってくる、消耗度合いも違ってくるというような説明で、値段のほうは専門的なものですから、なかなか僕らにはわかりにくいんですけども、余りにも差があったもんだから、

いま説明を求めたんです。

いまの説明でわかりましたけども、この古いものを売却するのか、それともほかのところでなんか使うような計画があれば、またそちらの方で、あるいは市の施設の中で使えるところがあるんだったら使えるのかどうか、そこら辺も検討されたのかどうか、そこだけ1点お伺いします。

それともう1つは、次の耐震の関係なんですけど、耐震化計画、次の質問ですね、生涯学習センターのアリーナの部分、これは耐震化計画の中で一体どのように、もうしっかりと、計画的には決まっているんでしょうか。

そういうのとあわせてですね、やはり屋根の補修も、私はやっていくべきだというようなことは思いますが、そこら辺、先ほども聞いたと、1回目の質問の中でそやって聞いたと思うんですけども、そこら辺ですね、もう一度お聞かせ願いたい。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育部長遠藤和章君。

○教育委員会教育部長（遠藤和章君） 宮田議員の再質問にお答えいたします。

まず演劇工場の音響設備のですね、利活用というかですね、それでございますけども、現在のほかの施設につきましては、文化会館にしてもですね、すべて整っている状況でございますので、現在、市の施設でほかで使用するということについては考えてございません。

それから、生涯学習センターの耐震のほうですけども、これは市のですね、公共施設の全体の計画の中で今後位置づけをしながらですね、進めていくということで御了解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

2番宮田均君。

○2番（宮田均君） いまの最後の生涯学習センターのアリーナの関係でお伺いします。

耐震化計画の中で、市のほうでですね、教育委員の関連になるんですけども、やはり、教育施設ではありますけども、市の耐震化計画の中でどういうふうな位置づけで、そしてこういう、屋根だけ直すんだ、全体的に直すんだという計画は、やっぱり、僕は必要だと思うんですけども、そういう論議はされたのかどうかお伺いします。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

教育部長遠藤和章君。

○教育委員会教育部長（遠藤和章君） 宮田議員の質問にお答えいたします。

先ほど答弁いたしましたようにですね、今回につきましては、とりあえず緊急を要するという部分、そして国の交付金をですね、活用が可能だということがございま

して、今回計上させていただきました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。なければ以上で歳出を終わり、次に歳入及び第2条繰越明許費補正、第3条地方債の補正を行います。

戻りまして4ページ及び8ページ、9ページから10ページ、11ページまでを行います。

質疑ございませんか。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りいたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第2号 株式会社富良野振興公社の株主総会における議決権の行使について

○議長（北猛俊君） 日程第4、議案第2号、株式会社富良野振興公社の株主総会における議決権の行使についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

副市長石井隆君。

○副市長（石井隆君） -登壇-

議案第2号、株式会社富良野振興公社の株主総会における議決権の行使について、御説明を申し上げます。

本件は、株式会社富良野振興公社が、本店の所在地を富良野市若松町2番28号から富良野市宇島ノ下へ移転するために、定款の変更を行いたい旨の協議を受けましたので、市が株主として、株主総会において定款の変更に関し議決権を行使するため、株式会社富良野振興公社に関し、議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

また、第5条につきましては文言整理でございます。

以下、条を追って御説明を申し上げます。

第3条の改正は、本店の所在を変更しようとするものでございます。

第5条の改正は、公告の方法を変更しようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほどお願ひを申し上げます。

○議長（北猛俊君） これより本件の質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番横山久仁雄君。

○7番(横山久仁雄君) この議案、3条の中身についてはわかりましたけれども、これをするに当たってですね、こういうふうに改正をしたいということかと思いますが、これ、本社機能が移ることになるんですよね。

そして、この場合に、振興公社はハイランドふらののこの指定管理者ということになりますよね。

指定管理者の本社機能が、事業としてうける指定管理の施設に本社機能を移転すると、こういうことなんですけれども、そうするとですね、これ、1点目は、例えば3年なり5年なりに公募によって指定管理者を指定をしていくわけですが、将来ともにね、そこにずっと指定管理を受けるといような印象を、一般の場合ですよ、外側から見た場合にそういう印象を受けるんですが、そのときには、もし公募から外れた場合には、はい、出て行きなさいと、こういう話になるのか。

どうもそこら辺がね、ピンとこないって言うか、指定管理業者と行政がね、指定管理をする行政の側が、変にくっついてやしないのか、というような誤解を招くのではないのかなという危惧をうけますが、その辺のところはどのように考えておられるのか、改めて説明をいただきたいと思います。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長古東英彦君。

○総務部長(古東英彦君) 横山議員の御質問にお答えをいたします。

現在、本件の提案の内容におきましては、富良野振興公社がハイランドふらのの指定管理業者ということで、いま現在、指定を設けて管理をしていただいておりますけれども、当然ながら現在は、振興公社が指定でございますので、従来の振興公社の建物から、振興公社の事情によりまして本社事務所の移転結果として、今回のような提案になりましたけれども、その件とはまた別に、指定管理が当然外れれば、その事務所にですね、いわゆるそこで業務をするという根拠が、ある意味なくなると思いますので、今回の指定管理の部分の内容と、本社の機能をこの部分で移さしてもらいたいという部分は別の内容ということで理解をしております。

以上でございます。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

○7番(横山久仁雄君) 私は一時的にね、例えば改築をするから一時的にこっちに移すとかって言うんだとすれば、これは、ある意味では理解をしないわけではないんですが、もし、いま言われたような、本社機能を指定管理を受けている事業所について言うか施設に、そうやって定款を変更してまでね、移動できるんだとすれば、極端に言いますと、もしもの、仮の話なりますけども、例えば寿光園でね、いま、あさひ郷が寿光園の指定管理に

なってますけれども、じゃ、あさひ郷の本社機能を寿光園に持って行きますというは可能になるということですよ。そういうことですね。

そうするとこれは、その1つの事業体がね、公募によってその施設を管理するための、管理だけの業務としての事務所って言うんならわかるんですけども、本社機能までそっちに移転するということになると、本当にその施設は、どこの施設になるんですかっていうね、非常にあいまいになってしまうのではないかなって言うふうに思うんですが、その辺の整理はどのようにされているのか、ということをお聞きしておきたいと思います。

○議長(北猛俊君) 御答弁願います。

総務部長古東英彦君。

○総務部長(古東英彦君) 本社を、今回、振興公社につきましては富良野市島ノ下に変更したいと、それから同じく、富良野市が出資しておりますふらの農産公社につきましてもですね、あの施設に、会社設立当初から事務所として所在しているわけでございますけれども、そういう設置経過等もありましてですね、市の施設を商法上の会社の事務所として、せざるを得なかったという経過も、これらの法人の中にはあるかと思えます。

振興公社につきましては、従来は自社の不動産を所有しておりまして、そこに本社機能を構えておりましたけれども、振興公社の企業状況によりまして、現在そちらのほうを、いわゆる事務所を貸すという経営の状況のようでございますので、改めて振興公社として行っております事業の中で、宅地建物取引業法の許可を受けている件がございますので、その件につきまして、主たる事務所が現在、島ノ下のほうに移っているのであれば、その免許状のですね、住所についても速やかに変更すべきという許可庁の指導があったと聞いておりますので、その点で本社機能の住所をですね、現在の島ノ下のほうに移さざるをえない状況という内容でございますので、御理解をいただきたいというように思います。

○議長(北猛俊君) よろしいですか。

7番横山久仁雄君。

○7番(横山久仁雄君) どうも、いいか悪いかという以前に、どうも納得ができないんですよ。

公募によりね、指定管理業者を指定をしていきますと、これはある意味では、純然たるその民間団体ではありませんけれども、利益を求める団体でもあるわけですね。で、市民組織とかそういうものではないんですね、NPOとかね。

ですから、女性センターだとかあるいは会館だとかね、会館の指定管理者だとか、こういうものについては市民団体だとか、そういうところで運営をしていくと。

ですから事務所を別に構えるというのは財政的にも困難である、あるいは不便だということもあります。

ですからそのことについては、僕も理解できるんです。ただ、指定管理業者の中で業者と言われるようなね、そういうところが、これで本当にいいのか。

外側から見たときに、行政と癒着をしてるんじゃないのと。これは途中でさ、指定管理から外しますとか外しませんっていうのは本当になるの、っていうね、そういう誤解を招きかねないという気がするんです。

ですからそれらについては、僕は、きちんと整理をしてかからないとね、僕はどうも理解ができなんでしょうね。

どうも納得できないという点についてだけ、申し述べておきたいと思います。

○議長（北猛俊君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 54 分 休憩

午後 3 時 05 分 開議

○議長（北猛俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の横山久仁雄君の質問に御答弁願います。

総務部長古東英彦君。

○総務部長（古東英彦君） 横山議員の質問にお答えをさせていただきます。

今回の振興公社の法人におきます定款の変更なんですけど、これは指定管理の業務とは内容を異にするものでありまして、特に商法上の法人として行っております事業の件につきましては、改めてですね、こういう公の施設を本社として使用したいという内容につきましては、平成 23 年度におきまして指定管理とまた別の内容ですね、事務所の使用とか、そういったことに関しましては該当する団体等と協議をして、調整をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） そのほか質疑ございませんか。

8 番岡本俊君。

○8 番（岡本俊君） もう少しこう、理解できるようにお話ししていただきたいんですが、まず、先ほど横山議員が言われたように、公の施設の利用での指定管理者がいま、いると。

そのの、実際業務やってるのはそこなので、宅建含めて、組織上の問題ですけど、そういう宅建も含めて管理者っていうのか、やれる方がそこに常駐してるということで、商法上仕方がないんだという、そういうふうな御説明だったというふうに私は思ってるんですが、なおさら、今回指定管理者に関しては自主事業だとか、委託業務とか、それぞれ何年かの経験の中で分類されてるはずなんですよね、行政側としては。

そういうことを考えていくとですね、こういうことになっていけば、1 つは業務ですから、利益を生む業務と

いうことになってくればですね、それは指定管理する施設と、それを利用するんだったら逆に行政サイドとしては、それはまた別の問題ですから、利用料をちゃんといただくとか、だからそういうことをちゃんとけじめをつけていかないとですね、先ほど横山議員が言われたように、指定管理なんだから、その施設を自由に使ってもいいということではないというふうに思いますので、その辺はちゃんと行政側ではめりはりをつけておく必要性が、私はあるというふうに思うんですが、その辺に関してはどうなんでしょうか。

○議長（北猛俊君） 御答弁願います。

総務部長古東英彦君。

○総務部長（古東英彦君） 岡本議員の質問にお答えをいたします。

いまお話をいただきました件、まったくそのとおりでございまして、あくまでも企業存続のですね、法人としての存在に関しての、例えば事務所の使用、こういったものにつきましてはですね、指定管理の業務と直接かわりあいのあるところではございませんので、これらの事務所の使用につきましては、指定管理とまた別の意味合いでですね、改めて事務所使用等につきましてはその割合含めて、これらの組織とですね、協議をさせていただきまして、有料もしくはそういった内容の、23 年度においてこの点を整理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） なければ以上で本件の質疑を終わります。

討論を省略いたします。

本件に御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5

報告第 1 号 専決処分報告（自動車事故の損害賠償）

○議長（北猛俊君） 日程第 5、報告第 1 号、専決処分報告を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長古東英彦君。

○総務部長（古東英彦君） -登壇-

報告第 1 号、専決処分について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、去る 1 月 6 日付をもって専決処分を行った自動車事故の損

害賠償につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

平成22年12月9日、午前8時45分ごろ、総務課職員運転の市所有の公用車が、東神楽町町道14号を旭川空港方面から旭川市永山方面に向け走行中、カーブに進入した際、スリップをして町道脇のガードレールに衝突したもので、その事故で損傷したガードレールの物損に対し損害賠償を行ったものであります。

損害金は13万200円で、富良野市が10割の過失割合として示談したため、富良野市が支払った損害賠償金は13万200円でございます。

この公用車には運転の者のほか1名が乗車していましたが、幸い人身被害はなく大事には至りませんでした。今後とも運転業務の安全管理の徹底を図るとともに、事故の再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第1号は地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で報告を終わります。

日程第6

報告第2号 専決処分報告(市道における物損事故の損害賠償)

○議長（北猛俊君） 日程第6、報告第2号、専決処分報告を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設水道部長岩鼻勉君。

○建設水道部長(岩鼻勉君) ~~登壇~~

報告第2号、専決処分報告について御説明申し上げます。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、去る1月13日付をもって専決処分を行った市道における物損事故の損害賠償につきまして、同条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

本件は平成22年12月13日、午前7時45分ごろ、富良野市花園町3番地先の市道花園環状線へ、運転者が勤務する事務所の駐車場から軽トラックが出る際、道路側溝に前輪が落ちサスペンション等に損害を与える事故が発生いたしました。

この道路側溝はU300B型トラフで、40センチメートル角のコンクリート蓋がのるタイプであります。事故当時、ふたが落ち、雪が積もっていたため確認ができなく、この上を車輛が通過した際、前輪が落ち車体に損傷を与

えたもので、車輛の物損に対して損害賠償を行ったものであります。

車輛損害金は、修理費等として22万4,093円で、富良野市の過失割合を10割として示談いたしましたので、富良野市の損害賠償額は22万4,093円でございます。

示談は1月30日に交わしております。

なお、道路側溝蓋は既に新しいものを設置しております。

幸い、相手方に人身等の被害はなく、大事には至りませんでした。今後とも市道の道路維持につきましては、パトロール及び地域住民からの情報提供もいただき、適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

すいません、示談は1月30日に交わしたということで、いまお話ししましたけども、1月13日であります。

訂正を願いたいと思います。

○議長（北猛俊君） 本件について御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北猛俊君） ないようですので、報告第2号は地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告であります。

以上で報告を終わります。

閉 会 宣 告

○議長（北猛俊君） 以上で本日の日程を終わり、本臨時会の案件はすべて終了いたします。

これをもって、平成23年第1回富良野市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時15分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 23 年 1 月 24 日

議 長 北 猛 俊

署名議員 広 瀬 寛 人

署名議員 岡 野 孝 則